

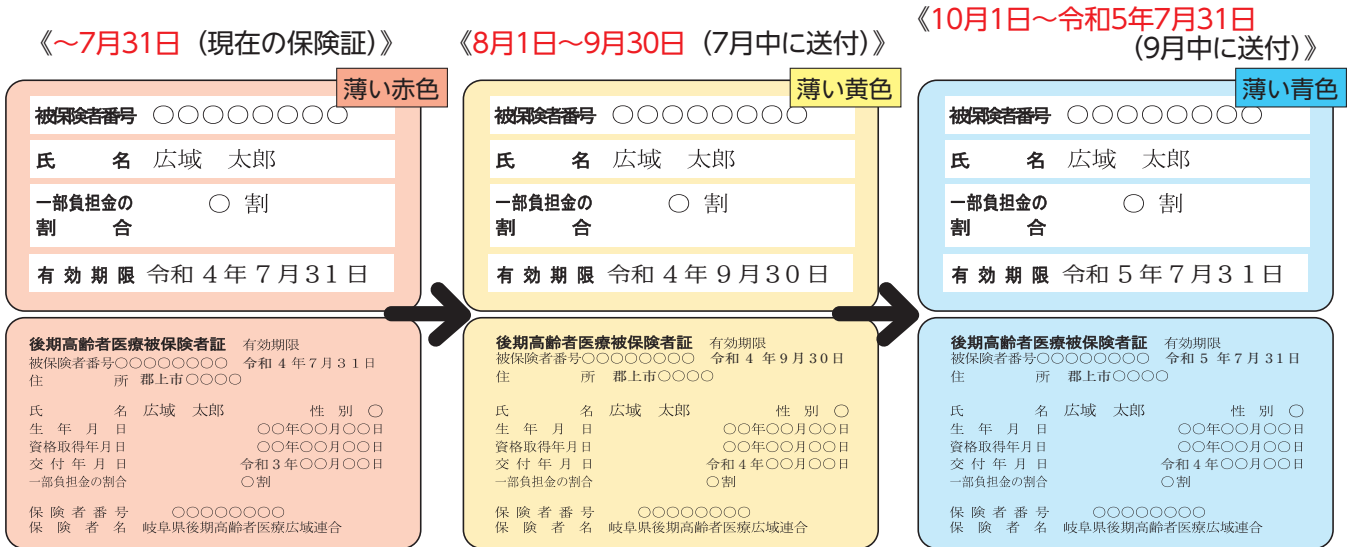
# 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

後期高齢者医療の保険証は、郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人（認定を受けようとするときは届け出が必要）に交付されます。

現在の保険証の有効期限は令和4年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

## 【重要】令和4年度は、保険証を2回送付します。

※令和4年10月1日より、医療費の自己負担割合に「2割負担」が加わるための特例です。



- ・限度額証、減額認定証は、有効期間が1年です。対象者の方には、7月中の保険証と合わせて送付します。
- ・有効期限の切れた証を処分する際は、新しい証とお取り間違いのないよう、証の色などをご確認ください。

## ●令和4年度の保険料額が決定しました。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

令和4・5年度の保険料は、以下のように計算することが決まりました。

|                                   |   |                                   |   |                                  |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|----------------------------------|
| 年間保険料<br>(100円未満切捨て)<br>※上限額 66万円 | = | <b>所得割額</b><br>被保険者の所得 ※1 × 8.90% | + | <b>均等割額</b><br><b>46,023円</b> ※2 |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|----------------------------------|

※1 前年の所得 - 基礎控除額 (43万円) 注：合計所得金額が2,400万円を超える人は、基礎控除額が少なくなります。

※2 世帯の所得等により、軽減される場合があります。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になった人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

## ●確定申告期限の延長期間に申告した人へ

確定申告期限の延長期間やそれ以降に申告をした人は、新年度の自己負担割合や、保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は申告前の情報などに基づく保険証や保険料額の決定通知をお送りし、後日、申告内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は、保険証や決定通知書を送り直します。この時、特別徴収（年金天引）であった人が、普通徴収（納付書納付や口座振替）に変わることがあります。

## ●医療費の窓口負担割合の見直しについて（2割負担の施行）

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている人で、一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が、2割に変更されます（3割に該当する人を除きます）。

### 《一定以上の所得がある人》

|                    |  |
|--------------------|--|
| 後期高齢者医療制度に加入されている人 | 所得等の条件 ※全て前年（令和3年）の所得及び収入等                               |
| 同じ世帯に1人のみ          | 加入者ご本人の課税所得が28万円以上で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の人      |
| 同じ世帯に2人以上          | 課税所得が28万円以上の加入者がいて、かつ、加入者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上の人 |

## ●2割負担となる人への配慮措置について

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで（3年間）は、**2割負担の施行による負担増額が1カ月最大3,000円まで**に抑えられます（外来医療のみで、入院の医療費は対象外）。
- 配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座に払い戻します。
- 2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、秋頃に岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給事前申請書を郵送します。**申請書が届きましたら、記載例などの内容に沿って口座の登録をお願いします。

※厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いしたり、キャッシュカードや通帳をお預かりしたり、ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。

※不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

### 問 ◆2割負担が施行される理由や背景について

- 厚生労働省コールセンター 0120-002-719  
※厚生労働省ホームページに説明資料等があります。

### ◆2割負担に関する制度等の説明について

- 健康福祉部保険年金課 67-1822
- 岐阜県後期高齢者医療広域連合 058-387-6368（代表）

## ぎふ・さわやか口腔健診について

## お口は体の玄関！お口の健康は体の健康！



市では、後期高齢者医療制度に加入されている人を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。この健診では、お口の機能の検査を行います。お口の健康を維持することで、お口の中の細菌や食べ物が誤って気管に入ることによって起こる肺炎を予防するなど、健康増進を図ることができます。

受診を希望される人は、後期高齢者医療被保険者証を持参のうえ、次の市内歯科医院へ直接申込みください。

**期間：**令和4年5月～令和5年2月（※2月の診療最終日まで）

**費用：**自己負担金300円（※舌や飲み込む力の実測検査をしない場合は200円）

【八幡】白木屋歯科医院 Tel67-1166  
畑佐歯科医院 Tel65-2533

箕歯科医院 Tel65-3188 はるこま歯科医院 Tel65-6612  
俊歯科医院 Tel66-0186

【大和】岩谷歯科医院 Tel88-4155  
さくら歯科医院 Tel88-1108

【白鳥】曾我歯科医院 Tel82-4788 田代歯科医院 Tel82-2230  
中村歯科医院 Tel82-4262 西村歯科医院 Tel82-4433

【美並】太田歯科医院 Tel79-3771

【和良】国保和良歯科診療所 Tel77-4008

問 健康福祉部保険年金課 ☎ 67-1822